

給付額

下記のそれぞれの区分に応じ、国の月次支援金の受給額を基に県支援金（酒販枠）を算出し、給付します。

	中小法人等	個人事業者等
①売上減少割合 50%以上70%未満 の場合	国の月次支援金の受給額 と同額 ・上限20万円/月	国の月次支援金の受給額 と同額 ・上限10万円/月
②売上減少割合 70%以上90%未満 の場合	国の月次支援金の受給額 の2倍 ・上限40万円/月	国の月次支援金の受給額 の2倍 ・上限20万円/月
③売上減少割合 90%以上の場合	国の月次支援金の受給額 の3倍 ・上限60万円/月	国の月次支援金の受給額 の3倍 ・上限30万円/月

